

保健所法の改正

政府は地方における公衆衛生の向上及増進を図るため昭和二十二年九月五日附法律第百一號を以て保健所法を改正したが、その全文は左の如くである。

保健所法

(昭和二十二年九月五日
法律第百一號)

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

- 一 衛生思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に関する事項
- 五 保健婦に関する事項
- 六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項
- 八 歯科衛生に関する事項
- 九 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十 結核、性病、傳染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

第三條 第一條に規定する地方公共團體の長は、その職権に属する前條各号に掲げる事項に関する事務を保健所に委任することができる。

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所は医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要と認めるときは、第一條の地方公共團體に対し、保健所の設置及び運営に関して必要な事項を命ずることができる。

第七條 第一條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

第八條 この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條 國庫は、保健所に関する経費を支出する地方公共團體に対し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

労働省の設置

政府は労働行政の重要性に鑑み、労働省設置のため昭和二十二年八月法律第九十七号を以て労働省設置法を制定公布、政令に依り九月一日より施行され、労働省の設置をみるに到つた。その全文は左の如くである。

労働省設置法

(昭和二十二年八月三十一日
法律第九十七号)

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 労働政局
- 労働基準局
- 婦人少年局
- 職業安定局
- 労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
- 二 官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の部局の專管に属せしめたものを除く